

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	市民協働 推進課	R-4	指摘事 項	令和3年度“世界につながるまち盛岡”市民会議事業補助金の補助額の確定に当たり、補助金交付要領で定める端数処理を行わずに補助額を確定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、補助金交付要領の端数処理の規定の認識不足によるものである。 “世界につながるまち盛岡”市民会議に対し、盛岡市補助金交付規則第19条第1項の規定に基づき、補助金交付決定額のうち千円以下の端数分について交付決定の一部取消す旨、令和4年12月1日付け通知した。また、取消した額については、同規則第20条の規定に基づき、令和4年12月2日付けで返還を命じ、12月16日に納付された。 今後は、補助金交付要領に基づいた適正な交付決定を行うこととする。また、補助金精算の様式に端数処理の文言を明記するとともに、補助金の完了審査で新たに補助金審査票を添付し、端数処理の確認を行い再発防止に努める。
市民部	男女共同 参画推進 室	R-4	指摘事 項	コロナ禍における女性支援事業業務委託その2において、業務完了届と併せて提出することとなっている、生理用品の購入数及び配布数(配布人数含む)が分かる書類が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、提出書類の確認不足及び配布協力を依頼した施設における実績管理が徹底されていなかったことによるものである。 令和4年度から実績管理する対象を、事業効果を知りうえで必要な購入数及び配布数(人数を含まず)とし、仕様を改めた。 今後は、業務着手時に発注者、受注者の双方で業務内容の確認を行い、共通認識をもって業務を行うこととし、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	くらしの安全課	R-4	指摘事項	盛岡市地域防犯カメラ設置費補助金、盛岡交通安全協会事業費補助金及び盛岡市防犯協会事業補助金の前払金の支払いに当たり、各要綱等に定める期限に対し、支払いが遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、各補助金交付要綱等に規定する、「申請者が前金払いを受けようとする日」についての認識不足によるものである。 課内での共有を図るため、令和4年11月29日の課内ミーティング時に、各要綱等に定める期限について確認するとともに、適切な事務処理について指導を行った。 今後は、支出命令時に支払日を指定するとともに、課長、課長補佐及び係長により確認するなどの的確な事務処理を徹底し、再発防止に努める。
市民部	健康保険課	R-4	指摘事項	国民健康保険傷病手当金の支給に当たり、支給額の算定で端数処理に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、盛岡市国民健康保険条例に定める傷病手当金算定方法の認識不足によるものである。 算定で端数処理を誤り、支給額が過大であった12名については、令和4年9月20日に、10月31日を期限とする返納の通知を送付し、うち10名は同年11月30日までに相手方からの返還を受けた。 また、支給額が過少であった7名については、同年9月22日までに全額を追加支給した。 今後は、傷病手当金の支給に際し、根拠法令の確認を行うとともに、算定に誤りがないか、課長、課長補佐及び係員による多重チェックを徹底し、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	都南総合 支所	R-4	指摘事 項	行政財産使用許可に伴う使用料等の徴収に当たり、次の事例が見られた。 (1) 行政財産使用料の算定において過年度分の共済基金分担金相当額が一部算入されていないもの (2) 実費相当額の電気料金において、各使用者の電気料金の算定に誤りがあるもの。	措置済	(1) 原因は、共済基金分担金の過年度分の徴収を令和3年度当初に行った際の積算誤りによるものである。 追加徴収が必要な過年度分の共済基金分担金相当額については、相手方へ納付書を送付し、年度内の納付を依頼済みである。 庁舎管理事務に関わる担当職員及び決裁経由者で、行政財産使用料の積算方法のマニュアルにより、適正な算定方法について改めて確認を行った。 今後は、請求時に担当者及び決裁経由者で算定内容について確認を行い、再発防止に努める。 (2) 原因は、実費相当額の電気料金の算定に当たり、按分率の変動するという認識が不足したまま算定していたことによるものである。 算定の誤りがあった相手方6者のうち追徴が必要な2者については納付書を送付し、還付が必要な4者については還付手続きを進めている。 実費相当額の電気料金の算定方法について庁舎管理事務に関わる担当職員及び決裁経由者で改めて確認した。 今後は、請求時に担当者及び決裁経由者で算定内容について確認を行い、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
市民部	都南総合 支所	R-4	指摘事 項	盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱事業者の選定に係る公募型プロポーザルにおいて、応募書類のうち、本来提出されるべき法人市民税の納税証明書の提出がないまま契約先として選定している事例が見られた。	措置済	原因は、公募型プロポーザルの応募書類のうち、法人市民税の納税証明書について、受注者が本市への納税が無いものと誤認していたこと、発注者として課税がない場合は「收受印のある『法人の設立・変更等の報告書』の写し」が必要であることについて認識が不足していたことによるものである。 未提出であった法人市民税の納税証明書については、受注者から令和4年11月に提出され、市税の未納が無いことを確認した。 今後は、応募書類についてのチェックリストを作成し、担当者及び係長で確認したうえで起案することとし、再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農林部	農政課	R -4	指摘事 項	郵便切手の使用に当たり、市で管理すべき郵便切手を農政課内部に事務局を設置している外部団体が一時的に借用し、使用している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、農政課内に事務局を設置している外部団体宛て郵便物に係る不足料金の支払いを配達時に求められたため、やむを得ず一時的に借用したことによるものである。 今後は、同じ課内であっても別組織であることを再認識し、料金不足時に払い出しができるよう、当該事務局において事前に切手を購入することにより、再発防止に努める。
農林部	農政課	R -4	指摘事 項	江柄地区飲雑用水施設減圧弁保守点検業務委託の随意契約手続きに当たり、郵便見積りの内封筒に開封日が記載されていない無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、郵便による見積徴取が不慣れであったことにより、手続の確認が不足していたものである。 「盛岡市郵便入札の手引き(令和3年4月1日・盛岡市契約検査課)」により、係内で研修を行うとともに、「契約検査事務(随意契約)チェック表」に課独自のチェック項目として「内封筒への開封日の記載の有無」を追加した。 今後は、新しいチェック表を活用し、共通認識のもと担当者と副担当で内容を確認することにより、再発防止に努める。
農林部	農政課	R -4	指摘事 項	盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金の当初交付決定に当たり、補助の上限額を超過した額で交付決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、補助金申請者が作成した積算内訳書の端数処理誤りを見落としたことによるものである。 補助金申請者に対し積算内訳が正しく確認できる様式に改めるよう指導を行うとともに、係内において指摘内容を共有し、担当者と副担当で内容を確認することにより再発防止に努める。

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農林部	林政課	R-4	指摘事 項	令和3年度市有林等森林状況調査業務委託において、仕様書に定める参考見積書、及び調査地の写真が提出されていない事例が見られた。	措置済	原因は、業務委託成果品の確認不足によるものである。 未提出となっていた参考見積書及び調査地の写真について、令和4年11月10日に受託業者から受領した。 今後は、成果品の確認をする際は、課長補佐及び係長による確実な相互チェックを徹底するとともに、仕様書の記載内容について誤解を招く表現や見落としやすい点を修正し、契約締結時に受注者と成果品に係る認識のすり合わせを行うことで、再発防止に努める。
農林部	中央卸売 市場業務 課	R-4	指摘事 項	中央卸売市場施設管理業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、発注者・受注者の双方で再委託時に発注者の承諾が必要である旨の認識がなかったこと及び発注者が受注者に対して再委託の有無を確認していなかったことによるものである。 発注者・受注者双方で契約約定を確認し、令和4年度と同契約において、発注者の承諾を得ていなかった再委託(全13者のうち8者分)について、受注者から「再委託承諾願」の提出が令和4年10月26日になされた。 また、課内研修を実施し、再委託が発生する場合にはあらかじめ発注者の承諾が必要であること及び契約全般において約定を正しく認識することを全課員で共有した。 今後は、再委託が生じる場合には受注者に「再委託承諾願」を提出させることを徹底するとともに、受注者から毎日提出される「施設管理日報」の点検を通して再委託が生じていないか確認することにより、再発防止に努める。